12月3日～9日は「障害者週間」です

共に生きる社会を目指して

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められました。

今回は、身体に障がいのある人がさまざまな活動に積極的に参加できるよう、どんなサポートができるのか、その方法や障がい者の方の生活を支える主なマークや、記念事業について紹介します。

また、知的障がいや精神障がいがある人などの、日常生活への配慮についてもご協力をお願いします。

※問い合わせ　障害福祉課（☎2998-9116・FAX2998-1147）

第10回障害者スポーツフェスティバル（10月5日）より

「何かお手伝いできますか」

私たちが障がいのある人に対してできるサポートは、障害の種類や程度により異なりますが、まずは、街や駅等で障がいのある人を見かけたら、「何かお手伝いすることがありますか」と声をかけて、どうすればよいのか聞いてみましょう。

決して失礼ではありません。何か自分にできることからはじめてみましょう。

◆車いすの人には

●車いすの人から声をかけられたら、まず何をしてほしいのか聞くことが大切です。

●一人で手伝うことが無理な場合は、周囲の人に協力を求めましょう。

●階段などで車いすの人を移動させるときは、3～4人で呼吸を合わせて静かに持ち上げて移動します。

上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きにすると相手の不安が軽減するといわれます。ただし、その場では本人が一番安心できる方法を聞くようにしてください。

◎急な坂を下がるときも、後ろ向きでゆっくり下がるようにするのが安全です。

◆目が不自由な人には

●あいさつするときは、先に声をかけ、自分のことを知らせてください。

●方角や場所を教えるときは、相手から見て「前」「後ろ」「左」「右」とか「何歩」「何メートル先」などと具体的に言ってください。

●物の位置を伝えるときは、「3時の位置にコップがあります」というように、相手の手前中心を6時の位置とした時計の文字盤を描いて説明するとわかりやすくなります。

●いすを勧めるときは、相手の手をいすの背もたれに置き、位置を確認できるようにしてください。

●道案内をするときは、白い杖（つえ）の反対側に立って腕や肩を貸し、半歩前を歩きます。

◆耳の不自由な人には

●病院や銀行等の窓口で名前を呼ばれる声や、駅などでの案内放送が聞こえません。手招きや肩に触れるなどして、呼ばれていることや放送の内容を教えてあげてください。

●道路を歩くとき、背後からの音が聞こえません。一緒に歩くときは、聞こえる人が車道側を歩きます。

●気軽に筆談に応じてください。

◆言うの人には

視覚と聴覚の障がいが重複している人です。

●目からの情報も耳からの情報も制限されるので、その人に合わせたコミュニケーション方法と介助が必要です。

◆補助犬と同伴の人を見かけたら

身体や目・耳などが不自由な人の手足や目、耳等の代わりとなって、歩行等を助けるために特別に訓練された犬は、盲導犬・聴導犬・介助犬といわれる身体障害者補助犬です。

このような補助犬を見かけたら、みだりに声をかけたり、手を出したりすることはやめましょう。また、食べ物を与えてはいけません。

◎盲導犬が白または黄色のハーネス（胴輪）を付けているときは、その任務を遂行していることを表しています。

お手伝いからボランティア活動へ

ボランティア活動では、障がい者や高齢者が安心して生活し、広く社会にかかわりながら生きがいや楽しみなどを持てるよう側面から支援します。

具体的には▼ガイドヘルプ（外出時の支援）▼病院内の案内▼点字訳▼音読訳▼手話通訳などの活動があります。

皆さん、ぜひボランティア活動にご参加ください。

◎ボランティア活動についての詳細は、障害福祉課へお問い合わせください。

障害者マークの紹介

障がい者に関する“マーク”には、次のようなものがあります。マークを見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。

なお、マークの使用や著作権、入手方法などは、それぞれの「問い合わせ先」にご確認ください。

◎各マークの色彩等については市ホームページ（「障害者マーク」で検索）、または各問い合わせ先のホームページ等をご覧ください。

障害者のための国際シンボルマーク　（色：青地に白）

障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障がい者に限定し使用されるものではありません。マークの使用や著作権については、財団法人 日本障害者リハビリテーション協会で管理しています。

問い合わせ　財団法人 日本障害者リハビリテーション協会（☎03-5273-0601・FAX03-5273-1523）

ほじょ犬マーク　（色：青）

補助犬のことを啓発するために“補助犬”を受け入れる店の入り口などに貼（は）るマークです。“補助犬”とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」の３種類をいい、一般のペットとは異なり他人に吠えないなど“補助犬”としての能力を認定された犬だけが“補助犬”と認められます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受け入れが義務づけられています。このほかにもさまざまなデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。

問い合わせ　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室（☎03-5253-1111代・FAX03-3503-1237）

耳マーク　（国内マークの色：緑／国際マークの色：青地に白）

（国内マーク）　（国際マーク）

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体・病院・銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示をするために用います。

問い合わせ　社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（☎03-3225-5600・FAX03-3354-0046）

オストメイトマーク　（色：黒地に白）

オストメイト（人工肛門・人工膀胱（ぼうこう）を保有する方）を示すシンボルマークで、日本オストメイト協会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などに配慮がされているトイレです。

問い合わせ　社団法人 日本オストミー協会（☎03-5670-7681・FAX03-5670-7682）

ハートプラスマーク　（色：青地に白、ハートと十字は赤）

心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、ハートプラスの会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からはわからないため、「内部障害者」は、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、店舗、街中などいろいろな場所で「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。

問い合わせ　ＮＰＯ法人 ハートプラスの会（☎050-5203-0261・FAX052-711-0180・Ｅメールアドレス info@heartplus.org）

盲人のための国際シンボルマーク　（色：青地に白）

世界盲人連合（ＷＢＵ）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。ＷＢＵでは『このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない』としています。

横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンを見かけることがあります。この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。

問い合わせ　社会福祉法人 日本盲人福祉委員会（☎03-5291-7885・FAX03-5291-7886）

身体障害者標識　（色：青地に白）

肢体不自由者が運転する自動車に貼（は）る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がいが自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。この標識を付けた車両への幅寄せ等は禁止されています。

問い合わせ　警察署、交通安全協会（所沢警察署☎2996-0110／所沢市交通安全協会☎・FAX2995-1050）

聴覚障害者標識　（色：緑地に黄）

聴覚障がい者が運転する自動車に貼（は）る標識で、道路交通法に定められています。聴覚に障がいのある方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通免許に限って取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が普通自動車を運転する場合は「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を付けた普通自動車への幅寄せ等は禁止されています。

問い合わせ　警察署、交通安全協会（所沢警察署☎2996-0110／所沢市交通安全協会☎・FAX2995-1050）

ごあんない

■「障害者週間」記念講演会

とき　12月1日(月)／午後1時30分～3時30分

ところ　市役所8階大会議室

定員　300人

◎会場へ直接お越しください。

演題　『一人ひとりが一人じゃないんだ』～精神障害者の兄弟姉妹として、ソーシャルワーカーとして～

講師　横浜兄弟姉妹の会世話人（精神保健福祉士）・三橋良子さん

対象　障がい者・障がい者関係者・一般市民

◎ＪＡいるま野所沢地域統括支店のご協力により、先着100人に所沢産の新鮮な「ほうれん草」をプレゼントします。

問い合わせ　障害福祉課（☎2998-9116・FAX2999-1147）

■障害者絵画・書道展および福祉機器の展示

とき　12月6日(土)～9日(火)／午前9時～午後5時

ところ　市役所1階市民ホール

◎9日(火)は午後3時までです。

問い合わせ　障害福祉課（☎2998-9116・FAX2999-1147）

■国立障害者リハビリテーションセンター研究所の見学

とき　12月5日(金)／午前10時～午後4時

ところ　国立障害者リハビリテーションセンター研究所

内容　研究所の研究内容のパネル展示、開発・活用機器の紹介

問い合わせ　同研究所（☎2995-3100・FAX2995-3667）